

下請け等への市内事業者の活用について（お願い）

陸前高田市総務部財政課

日頃から市政運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、本市では工事をはじめ、建設関連業務等の業務委託や物品購入等の発注にあたり、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を目的として、市内事業者の受注機会の確保に努めているところです。

今般、東日本大震災からの復興期間が一区切りを迎え、復興関連工事が急激に減少することが見込まれており、また、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少により、市内事業者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

つきましては、本市の発注工事等を受注される事業者の皆様におかれましては、本市の地域経済を担う大変重要な立場であることから、工事等を受注された際には、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 下請けへの市内事業者の活用

工事等の一部を下請け発注する場合は、市内事業者を有効に活用する等、ご配慮をお願いいたします。

2 資材及び機械等の購入や借入等における市内事業者の活用

工事関連資材や機械等の購入及び借入をする場合にも、上記と同様、市内事業者を有効に活用する等、ご配慮をお願いいたします。

3 下請け発注時における建設業法等関連法令の遵守

工事等を下請け発注する場合は、適正な価格での下請け契約及び下請け代金の適正な支払いを行う等建設業法等の関連法令を遵守するようお願いいたします。